

お知らせ

貸館の使用制限が延長されました

貸館及び事業について

- ・「まん延防止等重点措置」期間と同様の制限を継続します。
- ・制限内容は前回の新着内容と同じです。(前の新着情報をご確認願います)

適用期間について

- ・令和4年2月21日(月)から3月6日(日)まで
- ※「再拡大(リバウンド)防止特別対策期間」と同じになります。

その他

- ・上記については、感染の拡大状況や措置期間の延長等に応じて、見直しが行われる可能性があります。